

施設基準に関わるお知らせ

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき診療を行う保険医療機関として、各種施設基準に適合する旨を厚生労働省地方厚生局へ届出しております。施設基準に関するお知らせ・掲示事項は、以下のとおりです。

■発熱外来について

当院では受診歴の有無に関わらず、事前にご連絡をいただき発熱その他感染症を疑わせる症状のある患者様の診察を行っております。

尚、発熱患者様で新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスの検査をご希望の方には、抗原検査を実施しています。

■外来感染対策向上加算について

- ・当院の外来においては、患者様の受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患の外来診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、風邪症状や発熱など感染症の疑われる患者様を一般診療の終了後に時間帯を分けて対応します。
- ・当院では院長を「院内感染管理者」と定め診療所全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・院内感染対策の基本的考えからや感染知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しています。
- ・抗菌薬については、厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・当院は朝霞地区医師会と連携を取り、必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

■外来・在宅ベースアップ評価料の算定について

当院では、質の高い医療を提供し、スタッフが安心して長く働ける環境を整えるため、賃上げ（ベースアップ）を実施しています。これに伴い、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定させていただきます。

- ・対象：初診時・再診時
- ・目的：事務職員の給与・賃金改善

患者様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

青柳診療所
2026年7月1日現在